

愛知県精神保健福祉協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、愛知県精神保健福祉協会とします。

(事務所)

第2条 この会は事務局を、名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎に置きます。

(目的)

第3条 この会は、愛知県における精神保健及び精神障害者福祉(以下「精神保健福祉」という)に関する活動の推進に努めることを目的とします。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発
- (2) 精神保健福祉に関する研究並びに調査
- (3) 精神保健福祉関係者の知識・技術の向上のための諸施策
- (4) 関係諸機関の連絡・活動の推進
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(種別)

第5条 この会の目的に賛同し、入会した個人又は団体を会員とし、次の区分を設けます。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 賛助会員
- (4) 特別会員

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納めていただきます。

(入会)

第7条 この会の会員となろうとする方は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得ることが必要です。

(退会)

第8条 会員は、次の場合資格を失います。

- (1) 退会の届出を会長に提出したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費未納が2年に及ぶとき
- (5) 解散したとき

(除名)

第9条 会員が、この会の名誉をき損し、又はこの目的趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員数の4分の3以上の議決により、これを除名することができます。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しません。

第3章 役員

(選別及び選任)

第11条 この会に、次の役員を置きます。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事(会長及び副会長を含む) 30人以上 50人以内
- (4) 監事 2人

2 役員は、総会において選任します。

3 常務理事は、理事の中からの互選により、10人以内を定めます。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできません。

(職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を統括します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定します。

4 常務理事は常務を処理します。

5 監事は会計を監査します。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とします。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 役員は、再任されることができます。

3 役員が、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により、解任することができます。

(顧問)

第15条 この会に顧問をおくこととします。

2 顧問は理事会の推薦を得て、会長が委嘱します。

3 顧問は、この会の会務について、会長の諮問に応じ意見を述べるすることができます。

第4章 会議

(種別)

第16条 この会議は、総会と理事会とします。

2 総会は通常総会と臨時総会とします。

(構成)

第17条 総会は、総会員をもって構成します。

2 理事会は、総理事をもって構成します。

(機能)

第18条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決します。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この会に関する重要な事項

2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決します。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第19条 通常総会は、年1回開催します。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催します。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は総理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催します。

(招集)

第20条 会議は、会長が招集します。

- 2 総会を招集するには総会員に対し、理事会を招集するには総理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を前もって通知することとします。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから専任します。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたります。

(定足数)

第22条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しません。

- 2 理事会の理事は、出席者の過半数をもって決します。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会又は理事会に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は構成員を代理人として表決を委任することができます。この場合において、前2条の規定の適応については、出席したものとみなします。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の専任に関する事項

- 2 議事録には、出席した会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければなりません。

(専門部会)

第25条 この会に常務理事を補佐する専門部会をおくことができます。

- 2 専門部会は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱します。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この会の資産は、次に掲げる者をもって構成します。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 27 条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議事により定めることとします。

(経費の支弁)

第 28 条 この会の経費は、試算を持って支弁します。

(予算及び決算)

第 29 条 この会の収入予算は、総会の承認を経て定めます。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準に執行します。

2 収入決算は、年度終了後 2 か月以内に、その年度末における財産目録とともに監事を経て、総会の承認を受けることが必要です。

(会計年度)

第 30 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることとします。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 31 条 この会の変更は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得ることが必要です。

(解散及び残余財産の処分)

第 32 条 この会を解散する場合は、理事会において総理事の 4 分の 3 以上の同意を得た後、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得ることが必要です。

2 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、この目的を持つ団体に寄付することとします。

第 7 章 雑則

(委任)

第 33 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めます。

(昭和 63 年 3 月 24 日 制定)

(平成 8 年 5 月 28 日 一部改正)

(平成 14 年 6 月 18 日 一部改正)

(平成 24 年 6 月 21 日 一部改正)

愛知県精神保健福祉協会員の会費の額・その他会費の徴収に関する規定

愛知県精神保健福祉協会会則第 6 条に基づく愛知県精神保健福祉協会員の会費の額・その他会費の徴収については、下記のとおりとします。

(会費の額)

第 1 条 会則の第 6 条に定める会費は次のとおりとします。

- | | | |
|----------|----|-----------|
| (1) 個人会員 | 年間 | 1,000円 |
| (2) 団体会員 | 年間 | 15,000円 |
| (3) 賛助会員 | 年間 | 一口50,000円 |
| (4) 特別会員 | 年間 | 一口10,000円 |

(会費の徴収)

第 2 条 会員の会費は、毎年度 5 月末までに納入していただくこととします。ただし、新入会員並びに特別会員の会費はこの限りではありません。

(昭和 63 年 3 月 24 日 制 定)

(平成 8 年 5 月 28 日 一部改正)